

令和元年度 一関保健所事業の実施状況

環境衛生課

1 食品衛生

(1) 監視指導

食品営業施設等に対し、営業許可、監視指導及び収去検査などの食品衛生対策に必要な事業を実施した。

- ア 営業許可： 新規 124 件、継続 226 件、臨時 124 件
- イ 監視指導： 許可を要する施設に対する監視延べ 1,377 件
許可を要しない施設に対する監視延べ 1,420 件
- ウ 収去検査： 94 検体
- エ 食中毒発生件数 1 件

(2) 岩手版 HACCP の導入促進

食品営業者の自主的な衛生管理の向上を図るため、食品安全サポーターと連携し「食の安全・安心」の推進に取り組んだ。併せて食品衛生法に基づく HACCP の制度化の相談対応を実施した。

- HACCP 導入施設： 595 施設／2,275 施設（導入率 26%）
うち重点取組施設での導入施設数： 90 施設／160 施設（導入率 56%）

※1 HACCP

食品取扱者自らが食中毒菌汚染や異物混入などのハザード（HA：危害要因）を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷にいたる全工程の中で、それらのハザードを除去又は低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する手法。

※2 岩手版 HACCP

県が（一社）岩手県食品衛生協会と連携して進めている事業。業種ごとに衛生管理のポイント（必須管理点：CCP）を示し、HACCP の考えを取り入れた衛生管理の導入を推進するもの。

※3 食品安全サポーター

食品衛生法に基づき、（一社）岩手県食品衛生協会が推薦する者を知事が委嘱した食品衛生推進員。岩手版 HACCP 事業において、指導と導入確認を担当。

(3) 食品衛生思想の普及啓発

一般消費者を対象とした衛生思想の普及を進めるほか、営業者等に対し講習会、監視指導及び食品衛生月間行事（8月）等を通じて、食中毒の予防対策法について情報提供を行った。

- 講習会： 32 回開催 851 人参加
- 食品衛生月間行事： 臨時食品衛生相談室等の開催 4 回 53 名参加

2 生活衛生

生活衛生営業施設（ホテル・旅館、理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場等）の監視指導や営業者への衛生教育を実施。また、井戸水等の飲用水の水質検査を受付するとともに、検査結果に基づき必要な衛生措置等の指導を実施した。

- 生活営業施設： 952 施設、監視数延べ 101 件
- 水質検査件数： 305 件

3 薬事業務

（1）薬局等の監視指導

薬局・医薬品販売等施設、毒物劇物販売等施設及び麻薬取扱施設に対し、監視指導を行うとともに、許可、届出等の事務を行った。

- ア 薬局・医薬品販売等施設数： 459箇所、監視数延べ 149件
- イ 毒物劇物販売業施設数： 75 箇所、監視数延べ 35 件

（2）薬物乱用防止

薬物乱用防止指導員と連携した薬物に関する正しい知識の普及啓発を行い、特に青少年の危険ドラッグ等の乱用防止を実施した。

また、違法に栽培されていたけしを抜去するなど、その撲滅に努めた。

- 薬物乱用防止指導員委嘱状交付式及び研修会 6月18日実施（委嘱33名（3年任期））
- 抜去数 けし 1,946本（10箇所）

（3）献血思想の普及啓発

全血献血（400ml・200ml）について、市町、企業及び地域住民等の理解と協力を得ながら事業を実施した。

- 全血献血（200ml 換算）の目標 5,935 本 実績 6,302 本（達成率 106.2%）

4 狂犬病予防及び動物愛護業務

（1）狂犬病予防業務

狂犬病予防法に基づく放浪犬の捕獲及び飼い主への返還を実施するとともに、適正な飼養の指導を実施した。

- ア 総登録頭数： 7,358 頭（うち新規 616 頭）
- イ 狂犬病予防注射頭数： 6,543 頭
- ウ 犬の苦情件数： 109 件（騒音、放し飼い等）

（2）動物愛護業務

ペットの適正な飼養の指導や不適切な飼育方法の改善指導を実施した。併せて動物愛護思想の普及啓発イベントを行うとともに、動物愛護ボランティアとの協働により引き取りした動物の譲渡（犬 19 頭、猫 40 頭）を行った。

ア 動物いのちの授業

地域経営推進費事業として実施。

- 対象： 小学生
- 目的： 子どもへの動物愛護精神の普及啓発を目的として小学校の協力を得て実施。
- 日時： ①令和元年9月9日（月） 一関市立花泉小学校 児童数 27人
②令和元年9月20日（金） 一関市立涌津小学校 児童数 28人
- 内容： 獣医師による講義及びインストラクターによる動物の触れ合い方のデモンストラ
ション

イ 動物ふれあいフェスティバル

動物愛護週間行事の一環としてイベントを開催。（岩手県獣医師会一関支会との共催）

- 対象： 一般住民
- 目的： 動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深める。
- 日時： 令和元年9月22日（日） コープ一関コルザ店
- 内容： 動物相談室（しつけ・健康相談）、長寿犬動物クイズ

5 浄化槽業務

浄化槽による適正な汚水処理を確保し、生活環境を保全するため、浄化槽を設置する際の届出の指導、審査等を実施。また、維持管理が不適正な浄化槽に対し、法定検査機関である（公社）岩手県浄化槽協会と連携して浄化槽管理者への改善指導を行った。

令和2年度 重点取組事項

食品衛生法改正に伴う対応について

1 HACCP制度化に伴う対応

平成30年6月の食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から、原則全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）は、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の実施が義務付けられることから、対象事業者の取組を支援するため、食品衛生協会と連携し以下の事業を実施する。

（1）衛生管理計画作成ワークショップ

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施対象事業者に対して「衛生管理計画」の作成を支援し、以下のとおり実施する。

ア 内容

（ア）ワークショップの開催（HACCP制度の説明、衛生管理計画の作成）

※ 上記ワークショップは10回開催予定

（イ）「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理宣言ステッカー」の作成及び交付

イ 対象

小規模事業者等

（2）HACCPプラン作成セミナー

「HACCPに基づく衛生管理」の実施事業者を対象として開催される、県が認定したセミナーに連携して、以下のとおり実施する。

ア 内容

（ア）対象事業者への開催周知

（イ）「HACCPに基づく衛生管理宣言ステッカー」の作成及び交付

イ 対象

上記（1）のワークショップ対象事業者以外の事業者、食鳥処理場等

2 営業許可制度の改正への対応

法改正により、新たに営業届出制度が設立されるとともに、これまでの営業許可区分の見直しが行われ、令和3年6月1日から施行されるため、対象者に対する周知を実施する。

（1）実施内容

ア リーフレットの配布

イ ホームページ等を活用した周知

（2）対象

ア 新たに営業許可の対象となる既存事業者（漬物製造等）

イ 新たに届出対象となる食品販売事業者等